

登録簿

届 出 番 号	12	-	3	-	2	開 始 年 月 日	平成17年11月22日		変 更 年 月 日	令和7年04月01日		
局コード	116	局名	生活文化局			部コード	12	部名	都民生活部			
課コード	3	課名	男女平等参画課									
同一の事務を所管する課												
保有個人情報を取り扱う事務の名称		内閣アドバイザー派遣事業										
保有個人情報を取り扱う事務の目的		配偶者からの暴力被害支援アドバイザー及び地域における男女平等参画促進を支援するためのアドバイザーについて、都内区市町村、団体等から派遣希望をとりまとめる。										
保有個人情報の対象者の範囲		配偶者暴力被害者支援や男女共同参画社会推進に詳しい学識経験者										
保有個人情報の記録項目	基本的事項		心身の状況		家族状況等		社会生活等				その他	
	☐ 個人番号 ☐ 識別番号 ☒ 氏名 ☐ 国籍 ☐ 本籍 ☐ 年齢 ☐ 生年月日 ☐ 性別 ☒ 住所 ☒ 電話番号 ☐ 電子メールアドレス		☐ 健康状態 ☐ 病歴 ☐ 身体の特徴		☐ 家族状況 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻		☐ 職業 ☐ 職歴 ☐ 思想 ☐ 学歴 ☐ 学業 ☐ 信教 ☐ 資格 ☐ 賞罰 ☐ 信条 ☐ 成績 ☐ 評価 ☐ 社会的差別の原因となる個人情報* ☐ 財産 ☐ 収入 ☐ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☐ 趣味				☒ 口座情報 ☒ その他*	
保有個人情報の処理形態		☒ 電磁的記録以外 ☐ 電磁的記録 ☐ オンライン結合										
保有個人情報の主な収集先		☒ 本人 ☐ 本人以外 ☐ 都の当該機関内等 ☐ 他の都の機関等 ☐ 他の官公庁 ☐ 民間・私人 ☐ その他*										
保有個人情報の経常的な目的外利用・提供先		☒ 無 ☐ 有 ☐ 都の当該機関内等 ☐ 他の都の機関等 ☐ 他の官公庁 ☐ 民間・私人 ☐ その他* ☐ 目的外利用 ☐ 目的外提供 ☐ 法69条 1項 ☐ 法69条 2項 1号 ☐ 法69条 2項 2号 ☐ 法69条 2項 3号 ☐ 法69条 2項 4号										
外部委託・指定管理者による代行の有無		委託 ☒ 無 ☐ 有* 再委託 ☒ 無 ☐ 有* 代行 ☒ 無 ☐ 有*										
備考		その他の記録広告:交通経路										
*を付した項目について 具体的内容等を記載												
事務を廃止した場合		廃止年月日：						文書保存期限：				